

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は日本板硝子株式会社と称する。 英文では Nippon Sheet Glass Company, Limited と記する。</p> <p>(本店の所在地) 第 2 条 当社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>(目 的) 第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">1 ↳ (省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">1 9 (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は 1 1 億 5 千万株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株券の種類) 第 8 条 当社の株券の種類は取締役会の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、日本板硝子株式会社と称する。 英文では、 Nippon Sheet Glass Company, Limited と記する。</p> <p>(本店の所在地) 第 2 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(目 的) 第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">1 ↳ (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">1 9</p> <p>(機関の設置) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 7 億 7 千 5 百万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の 1 単元の株式の数(以下「単元株式数」という)は、1,000 株とする。 当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

(基準日)

第9条 当社は毎営業年度末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項の外必要があるときはあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(単元未満株式の買増)

第10条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。

(名義書換代理人)

第11条 当社は株式につき、名義書換代理人を置く。

名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱)

第12条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取及び買増、質権の登録、信託財産の表示、株主のなすべき届出、株券の再発行、株式に関する手数料等株式に関する取扱は取締役会が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社は毎年6月に定時株主総会を招集する。

前項の外必要があるときは臨時株主総会を招集する。

(新設)

(現行定款第9条から移設)

(議長)

第14条 株主総会の議長は社長がこれに当る。

社長に事故があるときは予め取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(新設)

(削除)

(株主総会の章に移設)

(単元未満株式の買増)

第10条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱)

第12条 当社の株主名簿及び実質株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求、その他株式に関する手数料等株式に関する取扱は、取締役会が定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社は、毎年6月に定時株主総会を招集する。

前項の外、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。

当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の要件)

第15条 株主総会の普通決議は出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

商法第343条に定める株主総会の特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を行使しうる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

(新設)

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社に取締役3名以上を置く。

(取締役の選任)

第18条 取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期はその就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会はその決議をもって当会社を代表する取締役若干名を定める。

代表取締役は各自当会社を代表する。

取締役会はその決議をもって取締役会長及び社長各1名並びに取締役副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(新設)

(決議の要件)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を行使しうる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社は、取締役3名以上を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり)

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会はその決議をもって当会社を代表する取締役若干名を選定する。

(削除)

取締役会は、その決議をもって取締役会長1名及び取締役副会長若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第24条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合に、当該事項の議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第22条 当会社に監査役3名以上を置く。

(監査役の選任)

第23条 監査役は株主総会において選任する。
監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第24条 監査役の任期はその就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第25条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(新 設)

(新 設)

第6章 計 算

(営業年度)

第26条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。

(利益配当金の支払)

第27条 利益配当金は毎営業年度末の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。

(新 設)

(中間配当)

第28条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して中間配当として金銭の分配をすることができる。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、社外取締役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第26条 当社は、監査役3名以上を置く。

(監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。
監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第30条 当社は、法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、社外監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第32条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

前項のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(削 除)

<p>(<u>転換社債の転換の時期</u>)</p> <p><u>第29条</u> 当社が発行した転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第30条</u> 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第33条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
---	---